

5 環境配慮の進め方

(1)事業計画の作成に当たっての基本的な考え方

事業の実施に当たって、実行可能な範囲で環境への影響を最小限にする努力が必要です。

現在の個別事業を対象とする環境アセスメントは、事業計画が策定された以降の段階で実施するため、既に事業計画がほぼ固まっていることから、実際に選択できる環境影響の回避・低減のための措置が限られていることや、複数の事業による累積的・複合的な環境への影響評価が実施されないといった課題が残されていることから、事業の意思形成のより早期の政策・計画策定段階で環境配慮を追求することが求められています。

また、早期の段階から情報公開と住民参加の拡充を図ることにより、事業者や住民の環境保全に対する意識の向上が図られるとともに、事業計画等に住民や行政の意見が反映されることによって住民と事業者との間の相互理解が図られ、事業の円滑な推進も期待されています。

環境保全措置の検討にあたって、地域の自然的・社会的特性を十分に踏まえて、何を保護し、どのような影響をどこまで軽減するための保全対策であるかを明確にすることが重要です。

環境保全措置に関しては、事業者により実行可能な範囲内で対象事業の実施に伴う影響を可能な限り回避・低減するための措置を検討し、どうしても回避・低減が困難な場合は、対象事業の実施により損なわれる環境の価値を代償するための措置を検討することとなっています。

事業者により実行可能な範囲内とは、事業者において確実に実行されることを想定するもので、次のような観点が考えられます。

技術的現実性	科学的知見や技術に照らして、環境保全措置が事業者において実行可能であること。
安全性	環境保全措置の実施に伴い地域住民及び関係者の安全性が確保できること。
物理的、法律的、社会的妥当性	環境保全措置を講じるための用地等を必要とする場合には、当該用地等が物理的に確保できる見通しがあり、法律的にも社会的にも事業者において実行可能なこと。
経済性	事業者が負担できる事業費として環境保全措置に充てることができること。

これらを総合的に判断し、事業計画に反映させ、よりよい環境に配慮された計画にするため、複数案の比較検討や事業の中止も含めた事業計画の見直しが必要な計画段階に環境配慮を行う必要があります。

また、計画段階・設計段階・工事段階等の各段階で環境配慮を検討し、状況の変化に応じた見直し等を行い、常に環境への影響について点検しながら事業を進めていく必要があります。

事業実施後の環境への影響についても適宜把握し、実施した環境配慮の検証やフォローを行い、よりよい環境配慮の取り組みが進むよう継続的に考えていくことも大切です。

(2) 計画作成・事業実施における基本的な視点

自然環境の保全を目的とした施策を展開する上で、「自然再生基本方針」に示されている次の基本的な視点に留意する必要があります。

① 地域の多様な主体の参加と連携	事業実施に当たっては、構想や調査設計等初期の段階から事業実施、実施後の維持管理に至るまで、関係行政機関、関係地方公共団体や、自然環境に関し専門的知識を有する者、地域住民、NPO等地域の多様な主体が参加・連携し、相互に情報を共有するとともに、透明性を確保しつつ、自主的かつ積極的に取り組むことが重要です。
② 科学的知見に基づく実施	科学的知見に基づいて実施するべきであり、地域における自然環境の特性や生態系に関する知見を活用し、自然環境が損なわれた原因を科学的に明らかにした上で、自然環境保全の方法を定めることが必要です。 この場合、自然の復元力及び生態系の微妙な均衡を踏まえて行うべきであり工事等を行うことを前提とせず、自然の復元力に委ねる方法も考慮し、自然環境が自律的に存続できるような方法を含め十分検討すべきです。 また、わが国では、間伐材や粗朶等の地域の自然資源を用いたり、人力を十分に活用した作業による伝統的な手法を行ってきたことを踏まえ、このような手法のうち自然と調和したきめ細かな丁寧な手法を、科学的に評価しつつ自然環境保全の手法として用いていくことも必要です。
③ 順応的な進め方	複雑で絶えず変化する生態系その他の自然環境を対象とした事業であることから、地域の自然環境に関し専門的知識を有する者の協力を得て、自然環境に関する事前の十分な調査を行い、事業着手後も自然環境の再生状況をモニタリングし、その結果を科学的に評価し、これを当該事業に反映させる順応的な方法により実施することが必要です。 また、手を加える場合がありますが、生態系の健全性の回復には一般に長い期間が必要であることを十分に認識すべきです。このため、事業の実施に当たっては、環境保全の目標とする生態系その他の自然環境の機能を損なうことのないよう状況を長期的・継続的にモニタリングし、必要に応じ事業の中止も含め、計画や事業の内容を見直していくことが重要です。
④ 自然環境学習の推進	自然環境学習は、自然環境に対する関心を喚起し、共通の理解を深め、意識を向上させるとともに、希薄化した自然と人間との関係を再構築する上から重要です。 自然環境学習を効果的に行うためには、単なる知識の伝達にとどまらず、直接的な自然体験、保全活動への参画等が必要です。

(3) 事業特性や地域特性の把握

事業特性や地域特性の把握は、対象事業や対象地域の特性や位置づけを明らかにし、必要な情報を得るため環境特性がどのような状況にあるかを既存情報調査、現地調査等で把握し、収集した情報をもとに環境配慮事項の検討を行う必要があります。

調査、予測及び評価の対象は次の環境要素となっています。

環境の自然的構成要素の良好な状態の保持	大気質、騒音、振動、悪臭、水質、地下水、地盤、土壌、地形・地質等
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全	動物、植物、生態系等
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全	景観、人と自然とのふれあい活動の場、文化財等
環境への負荷	廃棄物等、温室効果ガス等等

環境配慮の進め方の体系図

地域づくりのあらゆる場面において環境配慮の織り込みが必要です。

事業の構想・計画

事業構想・計画等の早い段階で環境保全の検討

